信用補完制度の現状と課題

――住宅金融における公対民の一側面――

村

本

孜

も明らかではない。 は、公的信用補完と民間信用補完が並列的に存在しており、競合関係にあるのか、補完関係にあるのか、 大きく、利用者・債務者にとっては非対称的であるといえより。また、民間ローンに対する信用補完 に つ い て とえば、信用補完制度が貸付債権の保全を第一とすることは当然としても、そのメリットは債権者にとってより しており、住宅金融に期待される処が大であることを考えると、信用補完制度の役割は大きいといえよう。 いて相当の効果をもつことは既に指摘したことがある。住環境の問題は「量」の問題から「質」の問題へと進展 住宅金融における信用補完制度――いわゆる「機関保証」――が、住宅金融の安定的供給およびその促進にお 現行の信用補完制度は、その本格的発足から約十年であり、未だ充分な発展を見せているとはいえない。た はじめに さらに、 信用補完制度がもつトレード・オフ効果(ローンの促進効果とリスクの増大)、 必ずし 保証料

信用補完制度の現状と課題

信用補完制度の現状と課題

等の経済的負担の問題などについては定説というべきものは存在しない。

本稿は、 住宅金融における信用補完制度につき、その現状と問題点を明らかにし、とくに公的信用補完と民間

信用補完の関係に注目することとする。さらに、トレード・オフ効果、負担の問題等についても考察する。

住宅金融における信用補完制度の現状

わが国の住宅金融における信用補完制度は、 次のような体系となっている。

- (1) 公的信用補完制度
- 住宅融資保険(住宅金融公庫)

(T)

- (1) 公庫住宅融資保証 (公庫住宅融資保証協会)
- (2)民間信用補完制度
- (ウ) 住宅ローン保証保険(損害保険会社)
- (工) 住宅ローン保証会社保証(金融機関系列保証会社)
- この分類は、信用補完の実施主体別によるものであるが、これに対し対象とするローンに注目すると、
- (a) 公庫融資を対象とする信用補完 (公庫住宅融資保証)
- (b) 民間ローンを対象とする信用補完
- (ウ) (T) 住宅融資保険 住宅ローン保証保険

ウ 住宅ローン保証会社保証

ととするが、信用補完制度における公対民の問題は、後者の分類の場合により明らかである。というのは、民間 という分類も可能である。ここでは、 分類そのものよりも、 それぞれの制度の特色・現状・問題点から考えるこ

からである。けだし、公庫住宅融資保証は、 ローンに対する信用補完にいわば公的信用補完と民間信用補完が併存し、競合ないし補完の問題を想起せしむる 独自の分野をもち、他と競合のない、いわば独立した存在といえる

(a) 公庫融資を対象とする信用補完

[公庫住宅融資保証]

公庫住宅融資保証は、

財団法人「公庫住宅融資保証協会」によって行われる公的信用

3

ものである。

公庫住宅融資保証は、 昭和四七年一一月に設立(実施は四八年)され、公庫住宅融資に対する保証を 行う もの

補完制度で、もっぱら住宅金融公庫(もしくは沖縄振興開発金融公庫)の融資(自ら居住するための住宅に対するもの)

に対して機関保証を与えるものである。

で、公庫融資利用者に対し、低率の保証料により保証人なしで、公庫融資を受けられることを可能にする。

延滞事故が発生した場合には、公庫に対し保証債務を履行する一方、公庫から抵当権を代位し、求債権を行使す るものである。但し、実際の保証業務・債権取立業務は委託金融機関(公庫融資の受託金融機関)が行ら(**第一図**)。

公庫融資残高の七○%に達している。保証料は○・三五%(一○年もの、元金一○○万円)で、民間の保証保険(一○年融資残高の七○%に達している。保証料は○・三五%(一○年もの、元金一○○万円)で、民間の保証保険(一 公庫住宅融資保証は、昭和四八年度には公庫融資利用率の四○%程度であったが五六年度には九三%に達し、

信用補完制度の現状と課題

○八八%)に比して低率で

あ

る。

近

年

保証

事

故が

増

加

傾

向

や保証料の検討が

問題と

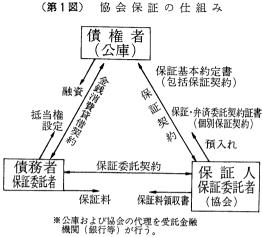
こなりつ

つある。

力。

庫 K

融 あ



いく 資 ŋ

ħ

k

世

ţ

公庫住

宅融資に特化

したこ

っ

信

補 の

の円滑な供給に

ついて相当の

貢献を果していると思わ

わば ず

自

己完結的

なもの

であり、

問題点も多い

b 用

で 完制

は

ない 度は、 れる。

(出所) 住宅金融問題研究会報告 [6] p.64.

民間

補完とが

並 1 1

茢し

こてい 信

る。

新規住

宅 9

口 い

1

ン

額に対するそれぞ

民間

住 民間

宅

口 p

1 ン

0

用補完制

度に

て

は

公的

信

用補完

(b)

を対象とする信用補完

補完制度は発足以来その な n ように、 め しも大きい 信用 補 住宅 完 b ゟ のとは 融資保険 シ 工 7 は い 、えない の 第二図 シ エ を高め 7 办。 0 っ は著しく低く、 如くである一方、 如くである。 その これ 役割 民間 で明 らか 信 は 必 苚

和三〇年設立の 住宅融資保険」 ح 0 保険は、 公的 信用 金 融機関 補完は、 住宅 かゝ 住 宅 0 建設 分野 保証 0 の 先駆的役割を果し た が急上昇していることが 3 の 資 金貸付を 行 た住宅融資保険 つ た場 り明らか 育 子 である。 B (住宅金融公庫) 保険を付すること

貸付に伴う損失をてん補

į

住宅

p

1

1

利用

者

の

信

用

を補完し、

金融機関

かっ

らの貸付をより

円滑にすること

である。

ょ 昭 約五

割以

上が

機関保証

٤

しゝ

う年

度もある。

民間

信

|用補完制度のうち、

保証保険は、

五二・五三年

度をピ 新

1 1

クと

シ

工

ア

Ē

お

'n

規

 \Box

ン

額

やや低下傾向が

えみら

れる

方で、

H

1

ン

4

で整備されたため、

設立当初の民間住宅

П 2

1

ン

の活性化ないし民間資金の住宅金融

の引き出しという効果は

%

3

1

0

住宅融資保険 (左目盛)

である。

46 47 48 49 50 51 52 53 54 55

は上限貸付金額がある、

所得・貸付金額・期間)、但し、

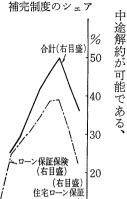
事業者

ーンについて (年令・職業

(第2図

| l) | 民 | 間 | 新 | 見 | 住: | 它 | P | — |
|----|----|-----|---|---|----|-----|---|---|
| ン | ′額 | KZ) | 対 | す | る | 各個 | 言 | 用 |
| 褌 | 院 | 制 | 变 | ク | シ | _ ` | 7 | |
| | | | | | | | i | |

2 (1)



(第1表) 協会保証の実績(新担分)

| | -17 100 1 | ч ычна | - DOWN (WINE) |
|----|-----------|--------|---------------|
| 年度 | 件 | 数 | 保証委託契約高 |
| 48 | 75.0 | 千件 | 1,556.0億円 |
| 49 | 168. 7 | . | 4,480.0 |
| 50 | 224. 3 | : | 7,627.0 |
| 51 | 226. 3 | | 8, 262. 4 |
| 52 | 290.8 | ; | 10,838.1 |
| 53 | 432.8 | | 17,952.5 |
| 54 | 519.5 | | 23, 952. 5 |
| 55 | 489. 1 | | 24, 447. 6 |
| 56 | 505. 5 | | 26, 339. 7 |
| | | | |

(注) 残高ベースで56年度末に250万件 (出所) 住宅金融問題研究会報告 [6]p.71.

保険金額は貸付金の九〇%という九割てん補で、

保険金支払後公庫

対し保険代位は行われず、

債権回収義務は金融機関に残り、

回

収

者が

金融機関という信用保険の形態をとり、

引受対象が個:

人口

I

また、

限定されず、

事業者ローンも含まれる点が特徴的である。

を目的とする制度である。保険者は公庫だが、保険契約者・被保険

契約手続が簡単、

10

4

個

p]

ンについては、

制限は

ない p

包括付保を条件とせず、

ており、 それらは、

3 地 震 災害等による債務不履行もカバーする、

金の九○%は公庫に納付されることとなる。 この住宅融資保険は民間の信用補完制度にみられない特色をも

しかし、 民間の信用補完制度が昭和四〇年代から相 次

(第2表) 住 宅 融 資 保 険 実 績 0

| | 民間住宅ローン 住宅融資保険付保実績 | | | | |
|-----|--------------------|----------|---------|-----------|---------|
| 年度 | 新規貸出額 (A) | 個人ローン(B) | (B)/(A) | 全 体(C) | (C)/(A) |
| 46 | 11,468.6億円 | 210. 3億円 | 1.8% | 430. 3億円 | 3.8% |
| 47 | 26, 318. 8 | 293. 1 | 1.1 | 597. 0 | 2.3 |
| 48 | 32, 527. 6 | 211.6 | 0.7 | 582. 3 | 1.8 |
| 49 | 30, 929. 1 | 271.6 | 0.9 | 559. 8 | 1.8 |
| 50 | 42,029.0 | 332. 9 | 0.8 | 686.8 | 1.6 |
| 51 | 52, 566. 9 | 421.0 | 0.8 | 1,022.3 | 1.9 |
| .52 | 59,667.8 | 417.7 | 0.7 | 1,081.6 | 1.8 |
| 53 | 70,750.8 | 402.8 | 0.6 | 1, 172. 6 | 1.7 |
| 54 | 74, 115. 0 | 461.7 | 0.6 | 1,336.4 | 1.8 |
| 55 | 59,039.0 | 371.9 | 0.6 | 1,013.2 | 1.7 |

(出所) 住宅金融問題研究会報告 [6] p. 19&23.

位置付けとなるかは余り明確でない。 ととなろう。 るならば、 (第3図) 住宅融資保険の仕組み このように、 基本的な保険契約 金融機関(保険契約者)(被保険者) 険 契 約 保 ーン通知・保険料 担 融 保 資 住宅融資保険が住宅金融政策の中でどのような 債務 者 (出所) 窪田[8] p.256. あり、 な分野、 表)。但し、各種の制約は少なく、 られる。 状況の下で果たすべき役割も考え 野をカバーできる等のメリ 民間信用補完がカバー 低下している(個人ローン分、 ン額の三%をカバー 五〇年代に入ると一%未満に 民間信用補完が整備された とはいえ、

事故率の上昇などにより財務の健全性が損われるこ その役割がもしリスキ あるいは先駆的分野とす

貸倒れ危険を

和四〇年代初めには、

民間新規 して

ļ,

た

は後退したものとなってい

る。

昭

薄れてきており、

当初の設立意義

カバーすることにより、民間資金を導入する上での隘路を除去する上で果した役割は大である。

[住宅ローン保証保険] 住宅ローン保証保険は、昭和四六年に設立された制度で、代表的な民間信用補完制

契約関係に立つ。その内容は、

度である。この保険は、保証と保険を合一した保証保険で、

ローン利用者が保険契約者となり、損保会社と直接

1

非提携方式と提携方式がある、

2 包括付保が原則

4

までである

- 3 個人ローンを対象とし、年令・所得・職業・保険限度に制限あり、
- 保険金額は貸付元金とするが、支払保険金は元金のほか既経過利息、 遅延損害金も含み、元金の一一〇%
- 債権回収 (保険金の回収) は保険会社が金融機関より代位して行う、

1 金融機関のメリット

この制度により、契約当事者にメリットが生ずるが、それは、

等である。

(5)

T 機関保証による確実・簡便な人的担保の確保、

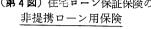
1 債権回収業務の肩替り、

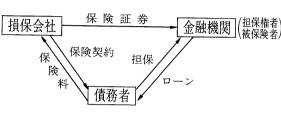
(7) 融資手続の合理化・コスト引下げ、

2 不動産会社のメリット (提携方式の場合)

信用補完制度の現状と課題

7





提携ローン用保険

(担保権者) (被保険者) 保 険 証 券 損保会社 金融機関 不動産会社 者

窪田[8]p. 257および住宅金融問題研究会報告[6]p. 38.

0

第三者に保証人を依頼する煩わしさ

3

(保険契約者)

である。このようなメリッ \mathfrak{G} 機関から、簡単な手続で、借入可能となる)、 から解放される、 債務者の信用補完

((1 債務者からの保証人徴求の省略が 債権回収業務の省略

(I)

金融機関に対する保証業務の省略

信用補完制度の現状と課題

債務者のメリッ 的に保証する、 対象物件の良質性を金融機関が間接

引受件数の増大は五四年度以降減少傾向をもっており、 五二・五三年度には四〇%近い水準にまで 反面四〇年代には低 その利用率も漸次高まり、 カ 2 た 口 ス V シ 高 才 ま 五〇 が 五

た。

カュ Ļ 年代には新規民間ローンの三〇%台のシェアをもつに到り、

機能が発揮されることとなり、

住宅金融制度の確立・発展に寄与し、

定着した。

機関の資金導入による住宅建設の促進という

ŀ

か 5

民間金融

○年代に入り急騰し、保険金の支払件数が急増している。

引受件数の低下は、

他の信用補完制度とくに保証会社

(過去未利用の金融

(第3表) 保証会社の保証引受額と新規貸出額に占めるシェア

| アンケート回答額 | 新規額に対する シェア | | 新規額に対する シェア |
|---------------|---|---|--|
| 91.8(17)億円 | 0.3% | | |
| 523.8(18) | 1.7 | | |
| 1,665.5(18) | 4.0 | | |
| 3,468.4(21) | 6.6 | | |
| 4,058.0(29) | 6.8 | | |
| 7, 155. 1(41) | 10. 1 | | |
| 7,733.3(98) | 10.4 | 17,806.4億円 | 24.0% |
| 7,533.4(105) | 12.8 | 16,029.6 | 27. 1 |
| | 91. 8(17)億円 523. 8(18) 1,665. 5(18) 3,468. 4(21) 4,058. 0(29) 7,155. 1(41) 7,733. 3(98) | 91.8(17)億円 523.8(18) 1.7 1,665.5(18) 3,468.4(21) 4,058.0(29) 7,155.1(41) 10.1 7,733.3(98) | 91. 8(17)億円 523. 8(18) 1. 7 1,665. 5(18) 3,468. 4(21) 4,058. 0(29) 7,155. 1(41) 10. 1 7,733. 3(98) 10. 4 17,806. 4億円 |

) はアンケート回答社数であり、全体をカバーしていない。 (出所) 住宅金融公庫編 [5] p.11&12等.

大というメリットが

再述しない。

但し、

貸手の金融機関にとっては、

営業テリトリ

ĺ の

拡

付加される点は強調されよう。

制度の内容は、

提携方式と非提携方式がある、

個人口 未回収元本・利息 包括付保が多い、 ーンが対象、

3 2 1

4

会社が行う。

地震その他災害等が原因の債務不履行も保証する、

位弁済を行う。 債権回. ・延滞損害金を保証し、 年令・ |収は 担保権を金融機関 所得 保 紅腿皮度 に制 延滞事故後は全額代 カン ら肩替りして保証 限 あり、

任宅口 ン保証会社保証]

もう一つの機関保証は、

住宅

口]

住宅ローン保証会社は金融機関

の

保証会社によるローン保証である。

また、 伸長による側 支払件数の急増は、 面と、 景気の停滞による住宅不況による側面が 景気停滞による側面と、 不正契約・ 不正利 たある。

用による側面がある。

保証保険とほぼ同様であり、

連系は古くから存在するが、全国銀行系は四○年代半ば以降である)。 は昭和四○年代半ば以降で、五○年代に入り急増している(労金、

保証会社保証のメリットについては、

関連会社で、現在一七六社の多きを数えるが、主たる保証会社の設立

ローン保証保険等の制度比較

| 地方銀行系列保証会社 (住宅ローン保証) | 相互銀行系列保証会社 (住宅ローン保証) | 信用金庫系列保証会社(住 宅ローン保証)(社)しん きん保証基金 | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|---|--|--|--|--|
| B銀行 | 関東地区相互銀行 | 全国信用金庫 | | | | |
| 債務者 | 债務者 | 债 務 者 | | | | |
| B 銀 行 原則として包括利用 | 相 互 銀 行 各相互銀行の自由選択 | 信 用 金 庫 原則として包括利用 | | | | |
| 20歳以上(完済時70歳以下) | 20歲以上65歲以下(完済時70歲以下) | 20歳以上60歳以下(完済時70歳以下) | | | | |
| 制限なし | 150万円以上 | 80万円以上 | | | | |
| 制限なし | 制限なし | 2年以上 | | | | |
| 制限なし | 制限なし | 制限なし | | | | |
| 100万円以 F3,000万円以 下(年収による制限あり) | 50万円以上2,500万円以 下(年収による制限あり) | 50万円以上3,000万円以下 (年収による制限あり) | | | | |
| 20年以内 | 1年以上25年以内 | 20年以内から35年以内(構 造別) | | | | |
| 住宅の新築,購入(中古 住宅を含む) | 住宅の新築,購入(中古 住宅を含む) | 住宅の新築,購入(中古住 宅を含む) | | | | |
| 住宅の増改築 | 住宅の増改築 | 住宅の増改築 | | | | |
| 住宅の面積 制限なし | 住宅の面積 制限なし | 住宅の面積 25m ² 以上 | | | | |
| 住非割合 住宅部分が50 %以上 | 住非割合 住宅部分が30 %以上 | 住非割合 住宅部分が50% 以上 | | | | |
| 物的担保,火災保険付保 団信加入 | 物的担保,火災保険付保 団信加入 | 物的担保,火災保険付保 | | | | |
| 14,834円 | 19,230円 | 17,120円 | | | | |
| 30,000円 | なし | なし | | | | |
| 未回収元金,利息,延滞 損害金 | 未回収元金,利息,延滞 損害金 | 未回収元金,利息,延滯損 害金 ——————————————————————————————————— | | | | |

| | | (第4枚) 压 - 6 版 | A W DC E I |
|--------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 保険(保証)機関 | 住宅金融公庫(住宅融資保険) | 損害保険会社 (住宅ローン保証保険) | 都市銀行系列保証 会社(住宅ローン 保証) |
| 対象金融機関 | 全金融機関(住宅 金融専門会社等を 除く) | 全金融機関 | A 銀 行 |
| 保険契約(保証委 託)者 | 金融機関 | 債務 者 | 债 務 者 |
| 被保険(被保証)者 | 金融機関 | 金融機関 | A 銀 行 |
| 利用制限 | 金融機関の自由選 | 提携ローンの場合は | 原則として包括利 |
| 713 713 113 124 | 択 | 包括利用 | 用 |
| 住 /(1)年 令 宅 | 制限なし | 非提携の場合 20才 以上(完済時70才 以下) | 20才以上60歳以下 (完済時70歳以下) |
| 1 (2)年 収 | 制限なし | 非提携の場合 100 万円以上 | 150万円以上 |
| 借 (3)勤務年数 | 制限なし | 非提携の場合 3年 以上 | 制限なし |
| /者 (4)職 業 格 | 制限なし | 非提携の場合 芸能 スポーツ,飲食業 鉱夫等を除く。 | 制限なし |
| 保険(保証)限度額 | 制限なし | 2,000 万円以下(年 収による制限あり) | 30万円以上 3,000 万円以下(年収に よる制限あり) |
| 保険(保証)期間 | 6か月以上 | 25年以内 | 20年以内 |
| 住宅ローンの対象 (個人ローン) | 住宅の新築, 購入 (中古住宅を除く) | 住宅の新築,購入 (中古住宅を含む) | 住宅の新築,購入 (中古住宅を含む) |
| | 住宅の増改築 | 住宅の増改築(非提 携ローンの場合) | 住宅の増改築 |
| | 住宅面積166m²以 下 | マンションの場合 25m ² 以上 | 住宅の面積 40m² 以上 |
| | 住非割合 住宅部 分が50%以上 | 住非割合 住宅部分 が50%以上 | 住非割合 住宅部 分が50%以上 |
| 担 保 等 | 物的担保又は保証 人 | 物的担保,火災保険 付保 | 物的担保,火災保 険付保,団信加入 |
| 保険料(保証料) (100万円,20年の 場合) | 10,822円 | 21,230円(非提携の 場合19,890円) | 14,834円 |
| 手 数 料 | なし | なし | 30,000円 |
| 保険(保証)範囲 | 未回収元金(90%) | 未回収元金, 利息, 延滞損害金 | 末回収元金, 利息 延滞損害金 |

等である。

代にその新規ローンに占めるシェアは急騰し、五五年には保証保険を凌駕するまでに急成長した。その要因は、 商品としては、保証保険と大差がないものの、 保証会社保証は、 金融機関系列のものが大半で、金融機関側に事務の合理化等のメリットが大なため、五〇年

- 1 銀行関連会社という利点(たとえば、代弁前に管理にタッチするといった弾力性があること)、
- 2 地震、その他災害等の場合もカバーする(保証保険にはない)、
- ③ 地域制限がない、

という特色をもつからであろう。

による)。また、債務不履行に伴う債権回収には、 競売手続の長期化等の問題が付随している(保証保険も同様)。(3) **(年率約四割)が問題点であろう(計数は、住宅公庫の『住宅ローン保証会社等に対するアンケート調査結果について』⑤** しかし、引受件数の増大に伴ない(年率約三割)、代位弁済 (保証) の件数もそれを上回る勢いで増大している点 12

求及びその負担、保証料率の水準及びその負担、保証の限度・期間、貸出金利の軽減等については統一的でない ようである。この点は利用者からすれば問題が残る処である。 保証会社は、業界としての取りまとめ機関がないため、経理基準の確立がなされていないことや、手数料の徴

三 信用補完制度の問題点

[住宅金融政策としての位置付け] わが国の信用補完制度は、 住宅金融の草創期に、 民間資金の導入という

する形で共存しているのが現状であるが、その政策的位置付けは必ずしも明らかではない。 ンの急増に伴ってそれに追随する形で発展したローン保証保険・保証会社保証という民間信用補完制度が、 目的のために、 先駆的役割を果たした住宅融資保険という公的信用補完制度と、 昭和四〇年代央以降、 並列

政策的位置付けという場合

- 1 住宅政策、就中住宅金融政策の一環としてどう考えるか、すなわち、
- 7 住宅の直接供給・公的金融と、民間ローン促進の信用補完制度を両立させて考えるのか、
- 1 主導型で行うのか、 住宅の間接供給政策に限ってみても、 とくに、 資金の直接金融 (公的金融) によるのか、 信用補完により民間
- (7) 特定の政策目的に応じて、 直接資金供給方式を採るのか、 民間資金活用方式を採るのか、

等が考えられ、また、

信用補完制度の中において、 公的信用補完制度の役割・必要性は何か、

が、問題点であろう。

度が確立した状況では、競合しているかの印象がある。とくに、 公的信用補完と民間信用補完が並列的に共存していることは、 民間信用補完が確立してからは、 住宅融資保険の初期の先駆的効果を除けば、 公的信用補完

のシェアは低下傾向にあるを考えるとその感を強くする。

1 しかし、民間信用補完と比べると、公的信用補完 民間の保証保険に対して、 信用保険であり、 地震・その他災害等による債務不履行もカバーする等の商品 (住宅融資保険)

は

信用補完制度の現状と課題

13

信用補完制度の現状と課題

特性をもつこと

2 民間のカバーしえない分野に対応可能であること、

(3) 利潤追求の必要がないので、低保険料が実現でき、 対象範囲の拡大も可能で、 利用者に多くのメニ 2 ーを

供給できること

である点を考えると、 等を考えると、補完的役割も充分果している。けれども、発足当初の先駆的意義が薄れていること、事業者ロ ンのような民間がカバーしない分野は、料率が高く収益性が高い反面、一件当りの金額が大きく、かつリスキー 採算ベースからすれば、自ら限界もあるといえること、等から今後の役割には充分な検討

を発揮し、住宅金融普及に大いに貢献している。 を要するであろう。 〔民間信用補完制度〕 民間の信用補完制度は、住宅ローン供給の促進と、金融機関の事務合理化という効果 しかし、その利用度の向上と共に事故率が高まるという困難も

14

保険会社・保証会社が、金融機関の事務の合理化に役立つ一方、自らの事務の合理化・審査の簡素化を行うこ

発生して、一つの隘路となっている。

を低めるための審査の厳格化はコスト引上げと利用者の制限となり、 とにより、その役割を高めているが、防ぎきれないリスクに遭遇するなどの経験度の不足からくる諸問題が発生 している。とくに、ローン促進に役立つ審査の簡素化は、ローン利用者の外延部を拡大するが、反対に危険負担 両者はトレード オフ関係に立つ。

事故率の高まりは、債権回収上の問題も高めており、通常、 今後は従来の経験をもとに、ノウハウの専門化・深化が進行すると予想され、妥当な方向が見出されよう。 債権回収には、

- 1 債務者からの一括返済・分割返済、
- 2 担保物件の所有権移転(代物弁済)、
- 3 競売、

等の方法があるが、実際には、

- 1 担保物件の価値下落、
- 2 競売の困難性
- 3 債務者の窮状

等から回収業務には困難が付随し、また専門的・法律的知識が必要なため、

る。この点で、債権回収体制については、保険会社・保証会社それぞれ独自の体制作りも肝要であるが、債権回

収業務に専門化した共同組織も必要であろう。

(金融機関) のメリットを中心に創設された」とする論者もあるが、ローン利用者にとっても機関保証が受けられ(4) 〔利用者サイド〕

信用補完制度は、金融機関の債権保全を目的として設立されたもので、「もっぱら債権者

な保証人を得る上で大きな困難を伴りようになった現状の下で、保証人なしでローンを受けられる機関保証のも るため、保証人を立てる必要がないという便益を享受できる。核家族化、都市化、 ローン期間の長期化等は適当

つ意義は小さくないものがある。

しかし、 利用者サイドからすれば、 債権者サイドほどのメリットはないといえなくもない (効果の非対称性)。

それは、

信用補完制度の現状と課題

処理に時間を要するという問題があ

- 1 ン利用に伴う負担は増大する 債権者は、 事務合理化によりコスト引下げ効果を得るが、利用者は保証料を負担するケースが多く、 р !
- ローンの契約時から終了時までの債権保全を得るが、債務者は延滞・債務不履行時には、 担保
- 物件の所有権を失うことになる場合が多い、 包括付保が原則とされることが多いため、機関保証を必要としない利用者にも負担がかかることになる、

のケースがあり、必ずしも単純な上乗せではないようである。債権者は、事務合理化により、コストの引下げが 証人を用意したケースに比べて、 ⑦実質若干増、 ①実質負担ゼロ、 ⑦実質負担若干減 (貸出金利が軽減される)、 実質負担増となる。もっとも、民間補完の場合、保証料負担については (場合によっては手数料も)、実質負担が保

16

利用者の負担については、保証料が利用者の負担になる場合が多く、貸出金利に上乗せとなるので、

債権回収のための事務負担およびそのコストの負担を負うのは誰かを検討することが必要となろう。 住宅ローンの効率化・定型化により事務合理化が図られるが、一律的運用によって機関保証を要しない

可能になるので、貸出金利の引下げにより対応すべきであろう。この点で、保証料負担のあり方、さらに審査

上、運用されることが必要と考えられる」という指摘に注目すべきである。(5) 利用者に対してまでもこれを求めることは望ましくない。この点で、昭和四八年一二月の金融制度調査会『民間 住宅金融のあり方について』答申の「画一的に付保する等により、 消費者の負担を増すことのないよう 留

消費者保護ないしその意向の尊重という観点に立つと、信用補完制度としては、制度が公・民で並 列 し て お

メニ ューが多いのであるが、 利用者の側での選択の余地は殆んどないことになる。 したがって、消費者にメ

トがあるといっても、過度の負担にならないような運用が大切であろう。

り

IJ

ッ

四 信用補完制度における公対民

民間金融機関が行う住宅ローンに対する信用補完には、公的信用補完と民間信用補完とが並列的に存在してい

るが、このことは金融システムにおける公対民の問題と同様の問題を生ぜしむるといえよう。公的信用補完が、

る役割 信用補完制度全体の中でいかなる役割を果たすか、その機能は何か、という問題である。公企業がもつといわれ 市場補完機能、 競争刺激機能、市場弊害規制機能、 牽制的機能など――のうち、どのような機能をも

つかが問題となる。

駆的・先導的役割を果たし、信用補完制度として唯一の存在であったため、文字通り「公による民の補完」を実 公的信用補完(住宅融資保険)は、他の信用補完制度に比べて、歴史も古く、民間住宅金融を促進する上で、先

現していたといえるものである。 しかし、民間の信用補完制度がそれぞれのニーズに応じて出揃った現状では

先駆的役割は消滅したこと 新規民間ローン額に占めるシェアが低く、民間信用補完のみでも充分と考えられるので、その発足当初の

(2) 公的金融が存在するので、公的信用補完が果たす役割は少ない(とくに、特定の政策目的を実現する上で)、

(3) 中小企業金融の信用補完のように政府が一般的に保証することは困難であること、

信用補完制度の現状と課題等から、その不要論が出されていることも確かである、その反面

— 17 —

- 1 民間信用補完とは商品特性が異る(保証保険対信用保険)ので、 両立は矛盾しない、
- 2 民間信用補完によってカバーできない限界的分野に対応可能である、
- 3 低保険料・対象範囲の拡大が可能である、
- 等を考えると、 充分にその存在理由をもっているともいえよう。 たとえば、現状でも、
- 事業者ローンの信用補完 (この分野は民間信用補完では対象としていない。 賃貸住宅建設・宅地造成を行り中小企

業に対するものは、信用保証協会によるものしかないので、公的信用補完が有効である。)

- 2 個人ローンの信用補完のうち、
- (T) などの担保のとれないローンにも適合可能である) ないものにも適合可能、 農家向けのような変則的償還方法のローンにも適合可能、 さらに区画整理地に建築する場合

18

融資条件で民間でカバーしえないもの(融資条件が設定されていないので、民間の基準(年令・職業等)に合わ

- 等の分野については充分に補完機能を果たしている。しかし、これらの分野は、 (1) 公共団体斡旋融資(このうち担保をとらない場合に、 住宅融資保険の付保義務があることがある)、 限界的分野であり、 危険負担も
- で、 低いものではない。したがって、今後いかなる先導的機能ないし牽制的機能を担うべきかが課題である。
- 1 得者層への特化等)、 住宅の直接供給・公的金融でカバー不能な分野への進出、新しいサービス・商品の開発(たとえば、中低所
- 2 低保険料の維持

が ! 可能であれば、依然として民間に対する先導的・牽制的機能ないしプライス・リーダーとしての役割をもつこ

とが可能であろう。

込んでいくことも不可欠である点を考えると、独立採算の原則に適う限り公的信用補完の存立を主張しうるであ うまでもない。したがって、保険事業として成立させていくには、補完的機能だけでなく、競合する分野を取り 但し、限界的分野はともすれば危険負担が高い分野であり、保険として考えると採算上問題が生ずることは言

要する。むしろ、民間信用補完をサポートしつつ補完的機能を実現する方向も一つの考え方であり、民間信用補

ろう。しかし、この場合、補完と競合という相反する機能を同時に実現するという困難に逢着することに注意を

完の再保険機能に特化することも検討課題である。 この点で、アメリカのFHA保険が、 民間モーゲジ保険の発達により、そのシェアを低めていること(一九七

○年に六七・五%であったが七九年には三二・八%に低下(貸付件数ベース》、さらに President's Commission on Hou-

19

1 民間保険が発達したので、FHAは民間部門と競合ではなく、協調すべきで、民間保険では不可能又は困 sing の報告でも

2 難な分野を分担すべきこと、 FHAは、 逓増償還モーゲジの付保により、 その普及を図るという先駆的役割を果たすこと、

- 3 FHA保険は、より効率的・低コストで遂行されるべきこと、

4

瑕疵保証の民間への委譲、

等が提言されていることなどから、 信用補完制度の現状と課題 民間主導型信用補完に代替されつつあることは注目されよう。

五 その他の課題

---むすびに代えて---

として必要とされることは当然である。ただ、その場合、このような経済的負担がどのように債務者の実質的負 〔負担の問題〕 債務者が、 機関保証を利用する場合、 保険料・保証料・手数料等の経済的負担が、その対価

り、一律に債務者が負うものではない。

務者が負うにせよ、その実質的負担については、制度がもつ便益・費用にしたがって負担せられるべきものであ 担となるかについては、必ずしも一律ではないし、その理論的根拠も明らかでない。すなわち、名目的負担は債

大につながる。このように、経済的側面のみに注目するならば、債務者が保証料等の支払という経済的負担を負 合理化・効率化によりコストの引下げが可能になる。したがって、 貸出コスト引下げにより、貸出純収入は増加することになり、 (金融機関) は、 信用補完制度を活用することによって、 他の条件(経営効率等)が一定ならば、 債権の保全を図ることができる一方、 (貸出純収入=貸出利息ー貸出コスト) であるか 利潤増 事務の

20

ず、保証人を立てた場合に比べて、若干増加する程度になることが望まれる。借入金利に単純に保証料等を上乗 目的負担を負うとしても、借入金利の軽減により、 ならば、債権者の便益の一部が、債務者に還元されることが望ましい。つまり、債務者が保証料等負担という名 (保証料等+借入金利)という実質負担は、機関保証を使用せ

い、債権者は利潤増大という便益を得ることになり、負担は偏っているというよう。もし、負担の衡平を考える

せられるようなことは望ましくない。

を利用するかについて、選択の余地がほとんどないので、ある程度商品の統一化、 式・提携方式でも異るし、 この点で、現状では、 保証保険、ローン保証 個別金融機関毎でも異っているようである。債務者 (利用者) サイドに、どの機関保証 (保証会社) とでは、若干取扱いが異るようであるし、非提携方 負担の統一化がなされること

負担はどのような形で行われるべきかが問題であろう。現状では、 また、この点に関連して、審査・債権回収の事務負担は信用補完制度のどの段階で行われ、 その事務コストの

が望まれる。

- ① 住宅融資保険は、審査・債権回収共に金融機関負担となる、
- ② 保証保険の場合、審査については、

非提携方式……金融機関負担

提携方式……保険会社負担

となっており、債権回収については、いずれの方式についても、保険会社負担となる、

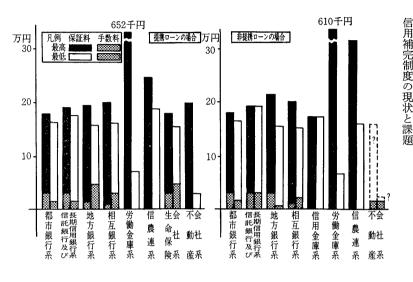
3 ローン保証については、審査・債権回収共に保証会社の負担となる、

ける者が、その程度に応じ分担すべきものであろう。 者が直接的には負担していると思われるが、他にどの位転嫁されているかは明らかではない。けだし、 となっている。このように、それぞれの制度にしたがって、負担の所在は異っている。事務コストは、

[民間信用補完の課題]

(1) 昭和五四年六月の金融制度調査会『普通銀行のあり方と銀行制度の改正について』答申も指摘しているよう 信用補完制度の現状と課題

(第5図) 保証会社の保証料・手 (1,000万円で、元利均等償環・20年返済のケース)



(出所) 住宅金融公庫 [5] p.6.

内容

・保証引受の条件・担保・保

証

人

の

徴

か、 れば、 史も浅いので、業界としての取りまとめ機関 社として設立されたものが多く、 担等にはバラツキが見られ(第五図)、 保証会社等に対するアンケート調査』⑤によ が存在しない。 保証料· 現在一七六社の保証機関が 存 手数料等の料率・支払方法・負 住宅金融公庫の 『住宅ロー またその歴 在 保証の する ン

れるべきであ」り、 融機関がそれぞれの保証機関を設けることよ 用調査機関及び信用保証制度の充実等が図 て 住宅金融の円滑化の基盤確立には、 そのためには 「個々の金 「信

. ら

が望ましい」という意見があるようである。

が、この指摘はそのまま民間信用補完制度の

現状に当てはまるものといえよう。

現在、

ローン保証会社は金融機関の関連会

りも

業界による共同保証によっていくこと

求、そして債務履行の方法等について相当の不一致がある。このような制度上の跛行性については、業界の取(タ) ットがある一方、 りまとめ機関が存在しないことも大きい。金融機関関連会社であるため、種々の弾力性が存在するというメリ 利用者からすればどの機関保証を利用するかについて選択の余地は少ないのが通例であるか

共通の保証制度・商品の統一化が望まれる。そのためには、業界としての統一、さらに業界による共同保

証というシステムの確立は、一つの方向である。

[2]が、保険料・金利を含めた利用者にとっての実質負担については、若干バラッキが見られるようである。この 保証保険については、損保業界としての取りまとめが行われており、商品内容も統一的であるよう である

ついても共同組織のような存在があるとベターであろう。欧米諸国では、信用保険・保証保険のよ う な もの ような若干の不統一については調整を要するが、債権回収業務については種々の困難が存在するので、これに

23

専門会社によって経営されているようであるが、専門保険会社あるいは各社の競争から隔絶した共同引受

機関(元受プール)の設立も検討されてよいであろう。

[3] で、債権者が契約終了時まで、債権保全を中心にメリットを享受するのとは異っている。とくに、延滞・債務 は一括前払いであるため、ローン契約の出発点に於いてのみメリットを受けるにすぎないといえよう。この点 利用者は、信用補完により、保証人不要というメリットを享受し、ローン利用が可能であるが、通常保証料

ちである。そこで、債務不履行の場合に、折角の持家を手放さずに済む方法はないものであろうか。例えば、 不履行時には、 融資対象物件すなわち自らの住宅を処分したり、その所有権を手放す等の事態に追い込まれ勝

信用補完制度の現状と課題

一種の特約条項を付すことなどは検討課題であろう。

(一九八三・一・五)

1 村本印

2

- 公庫融資の延滯件数は、五六年度末で、四九、六二八件で、融資件数(五六年度末約四三五万件)の一・一四%と った。因みに、四八年度の延滯率は、○・一三二%で、また五七年度の見込みも○・○四%であった。 なっており、これは五五年度末の一・○一%に比べ、○・一三%上昇した。延滞率は五四年度までは一%以下であ
- 3 住宅金融公庫⑤三一頁。
- 4 松村옔五頁。
- 5 金融制度研究会⑦四九九頁。
- 6 住宅金融問題研究会報告⑥一六五頁。
- 8 7 前掲書一四六—一四七頁。 金融制度研究会⑦一〇、二二頁。

9

住宅金融公庫⑤一一一二頁。

- 米国、フランス住宅金融研究会編『米国とフランスの住宅政策と住宅金融』住宅金融普及協会、昭和五七年六月。
- (3) [2]住宅金融公庫(融資保険課)「転換を迫られる住宅融資保険制度」『住宅金融月報』昭和五〇年一一月号。 一戸英輔「住宅ローン保証保険——その急増する保険事故」『Insurance』昭和五三年一月一日号。
- (4) 住宅金融公庫『資料でみる日本の住宅問題』住宅金融普及協会、昭和五五年六月。
- [6] (5) 住宅金融公庫編 住宅金融問題研究会報告『住宅ローンの信用補完のあり方について』住宅金融普及協会、昭和五七年一一月。 『住宅ローン保証会社等に対するアンケート調査結果』住宅金融普及協会、昭和五七年七月。

- (7) 金融制度研究会編『普通銀行のあり方と銀行制度の改正 金融制度調査会の答申 一』金融財政事情研究会、 昭和

五四年一〇月。

- (8) 窪田弘編著『住宅金融――その実際と展望――』金融財政事情研究会、昭和四九年五月。
- (9) 日号および四月五日号。 松村憲治「住宅ローン保証保険の特質と問題点(-)(下)」『金融法務事情』No. 816 & 817、昭和五二年三月二五
- (11) (10) 五日号。 龍宝惟男「住宅ローン保証会社について――今後の展望と問題点――」『金融法務事情』No. 776、昭和五一年一月二 年一二月。 村本孜「住宅金融における信用補完制度の意義」『成城大学経済研究』第七九号(鈴木尚教授古稀記念号)、昭和五七

(12)